平成２４年（フ）第９０７号
仙台市青葉区昭和町３番20―1203号
債務者　尾形　悦子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７１５号
神奈川県伊勢原市石田588番地の８　岩崎建材愛甲ビル105号
債務者　岩井　克典
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７２２号
神奈川県厚木市戸室１丁目27番９―206号、前住所神奈川県厚木市戸室１丁目28番12―703号
債務者　藤本　一富
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７２３号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番９―206号、前住所神奈川県秦野市下大槻410番地１―18―308
債務者　髙橋　　誠
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４号
神奈川県厚木市戸室１丁目28番12―401号
債務者　浅岡　和美
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５３１号
京都市西京区嵐山茶尻町34番地の10
債務者　水谷　正人
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号
兵庫県小野市小田町1910番地の487
債務者　古里　美穂
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第４３４号
山梨県南巨摩郡身延町西嶋584番地２
債務者　笠井　健城
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３５号
山梨県南巨摩郡身延町西嶋584番地２
債務者　笠井　郁子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１号
山梨県甲府市東下条町142番地１―205
債務者　渡邊　榮子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４２９号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘10棟211号
債務者　眞野　榮一
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８６号
岐阜市大洞西８番12―405号市営住宅大洞団地
債務者　岡田　庄吉
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４７７号
岐阜市下鵜飼1686番地１
債務者　國枝　良輝
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４８５号
岐阜県山県市高富348番地
債務者　大野　裕二
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１９４号
名古屋市中区伊勢山２丁目13番22号　Ｆビル金山601号、従前の住所名古屋市中区橘１丁目20―５　セジュール東別院102
債務者　寺坂　智和（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４４４号
名古屋市名東区牧の原３丁目1007番地　エミナンス原301号
債務者　髙松里恵子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部